

頁

1	埼玉県種苗審議会について	1
2	埼玉県主要農作物種子条例	2
3	埼玉県主要農作物種子生産基本要綱	3
4	執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）	6
5	埼玉県種苗審議会規則	7
6	奨励品種について	9
7	埼玉県主要農作物奨励品種等の決定基準	10
8	埼玉県主要農作物奨励品種決定調査実施要領	11

埼玉県種苗審議会について

令和7年2月4日

1 設置の根拠

「埼玉県主要農作物種子生産基本要綱」及び「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき、稲・麦・大豆の品種転換（奨励品種の改廃等）等について調査審議する目的で設置されている。

2 種苗審議会の調査・審議事項

- (1) 奨励品種の決定及び廃止に関する事項
- (2) 奨励品種の決定基準に関する事項
- (3) 奨励品種決定調査の方法に関する事項
- (4) 奨励品種決定調査に供試される品種に関する事項
- (5) その他奨励品種の適正な決定及び普及に関する事項

3 委 員 9人

＊構成

学 識 経 験 者	3 人
関係機関の代表	5 人
関係行政機関	1 人

4 委員任期 2年間

(令和7年2月1日から令和9年1月31日まで)

5 設置年月 昭和33年8月

埼玉県主要農作物種子条例

(原文縦書)

平成 30 年 3 月 30 日 条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産及び普及を推進し、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、施策の推進に当たっては、農業者団体その他の関係者と連携を図るものとする。

(種子計画)

第 3 条 知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の生産に関する計画（以下この条において「種子計画」という。）を策定するものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 主要農作物の種子の需要の見通し

二 主要農作物の種子の生産量

三 前二号に掲げるもののほか、主要農作物の種子の生産に関し必要な事項

3 知事は、種子計画を策定するため必要があるときは、農業者団体その他の関係者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

4 知事は、種子計画を策定したときは、遅滞なく、公表するものとする。

5 前二項の規定は、種子計画の変更について準用する。

(原種及び原原種の生産)

第 4 条 県は、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種の生産を行うものとする。

(在来種の生産及び維持)

第 5 条 県は、各地域において従来から生産されている主要農作物の生産及びその維持に協力するものとする。

(財政上の措置)

第 6 条 県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

埼玉県主要農作物種子生産基本要綱

平成 30 年 4 月 1 日決裁

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

(目 的)

第 1 条 この要綱は、埼玉県主要農作物種子条例（平成 30 年条例第 20 号、以下「条例」という。）に基づき、県内において普及を促進する主要農作物について、その優良種子の生産及び普及を促進するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(奨励品種)

第 2 条 この要綱に基づき、県が供給に係る取り組みを行う種子は、県内に普及すべき優良な品種（以下「奨励品種」という。）として県が定めた主要農作物とする。

(奨励品種の決定)

第 3 条 県は、本県の気象、土壌、農業者の経営状況及び技術水準並びに主要農作物の需要動向等を十分考慮し、別に定める基準により、埼玉県種苗審議会の審議を経て、奨励品種を決定（採用又は廃止）するものとする。

(埼玉県種苗審議会)

第 4 条 埼玉県種苗審議会は、前条に規定する奨励品種の決定に関する事項に加えて、次の事項を審議するものとする。

- 一 奨励品種の決定基準に関する事項
- 二 奨励品種決定調査に供試される品種に関する事項
- 三 奨励品種決定調査の方法に関する事項
- 四 その他奨励品種の適正な決定及び普及に関する事項

(奨励品種決定調査)

第 5 条 県は、奨励品種の決定に当たって、当該品種の県内における普及性及び特性等を把握するための調査（以下「奨励品種決定調査」という。）を行うものとする。

- 2 奨励品種決定調査の方法等については、別に定めるものとする。

(種子計画の樹立)

第 6 条 県は、条例第 3 条の規定に基づく種子計画を策定するに当たっては、種子の需給の見通しに関する次の事項を考慮するものとする。

- 一 作物別・品種別の作付動向
- 二 他都道府県との種子の移出入の見込・計画
- 三 その他種子の需給の見通しに関し必要な事項

- 2 埼玉県米麦改良協会又は譲渡の目的をもって主要農作物の種子を生産する者は、前項各号の事項について、次の期日までに、様式第 1 号を用いて知事に報告するものとする。

稲、大豆 2 月末日

大麦、裸麦、小麦 9 月末日

- 3 種子計画においては、条例第 3 条第 2 項第 3 号に規定する「主要農作物の種子の生産に関し必要な事項」として、必要に応じて次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 本要綱第7条に基づく指定採種ほ場の指定に関する事項
 - 二 原種及び原原種の生産に関する事項
 - 三 種子の在庫に関する事項
 - 四 その他種子の生産に関し必要な事項
- 4 県は、種子計画を定めた場合は、それを遅滞なく県ホームページにおいて公表するとともに関係機関等へ通知するものとする。

(ほ場の指定及び整備)

第7条 県は、前条第2項の計画に基づき、譲渡の目的をもって又は委託を受けて、主要農作物の一般種子を生産する者が経営するほ場を、指定採種ほとして、様式第2号を用いて指定することができる。

- 2 前項の指定を受けようとする者（株式会社、公社等の法人を含む。）は、様式第3号を用いて、次の期日までに、申請書を、県に提出しなければならない。

稲、大豆 5月末日（ただし、作付開始前まで）

大麦、裸麦、小麦 10月末日

ただし、申請に係る一般種子の生産が他からの委託による場合は、当該委託者が申請者の一覧を付して代理申請を行うことができるものとする。

- 3 第1項に規定するほ場の指定における条件その他必要な事項については、埼玉県主要農作物指定採種ほ等設置要領で定めるものとする。
- 4 県は、第1項に規定するほ場の指定を行った場合に、ほ場、その他の条件が一般種子生産に不適であると認められたときは、ほ場の指定を取り消すことができるものとする。

(原種及び原原種の生産)

第8条 県は、条例第4条の規定に基づき、県内の指定採種ほにおいて優良な一般種子の生産が行われるために必要な原種及び原原種（以下「原種等」という。）について、原種ほ及び原原種ほ（以下「原種ほ等」という。）の設置等により自ら生産するとともに、県以外の者が経営する原種ほ等を指定原種ほ及び指定原原種ほ（以下「指定原種ほ等」という。）として指定することにより、全体として確保するよう努めるものとする。

- 2 前項の指定原種ほ等の指定にあたっては、前条の指定採種ほの指定に係る規定を準用するものとする。
- 3 原種等の生産に係る事項は、埼玉県主要農作物原種等生産基準に定めるところによるものとする。

(審査)

第9条 指定採種ほ及び指定原種ほ等の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、当該指定採種ほ及び指定原種ほ等における種子の生産に当たり、当該ほ場についてはほ場審査（栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審査）を、当該ほ場における生産物について生産物審査（種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況についての審査）を受けるものとする。

なお、ほ場審査及び生産物審査（以下、総称して「審査」という。）の基準は、種苗法第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準に準じて、埼玉県主要農作物指定採種ほ等審査実施要領（以下「審査実施要領」という。）で定めるものとする。

- 2 県は、指定種子生産者の請求に基づき審査を行うものとする。審査の準備及び実施方法等については、審査実施要領で定めるものとする。
- 3 県は、生産物審査の適正化を図りかつ優良な種子の確保に努めるため、生産物審査実施前に

あらかじめ下見会を行うものとする。下見会の実施方法等については、埼玉県主要農作物種子生産物審査下見会実施要領で定めるものとする。

- 4 県は、審査の結果、別に定める審査基準に適合すると認められるときは、当該請求者に対し、ほ場審査にあつては様式第4号で定めるほ場審査証明書を、生産物審査にあつては様式第5号で定める生産物審査証明書を、交付するものとする。

(勧告等)

第10条 県は、指定種子生産者、指定種子の生産を委託した者及び関係団体に対し、優良種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行うものとする。

- 2 県は、指定採種ほ又は指定原種ほ等において適切な種子生産ができるよう、指定種子生産者等に対し、種子生産技術について適正な指導を行うものとする。

(助 成)

第11条 県は、埼玉県米麦改良協会が行う、優良種子の生産及び安定供給に係る対策に要する経費の一部を補助することができる。

(報 告)

第12条 埼玉県米麦改良協会又は譲渡の目的をもって主要農作物の種子を生産した者は、当年度まきの種子の生産、配布実績又は取扱実績について、次の期日までに、県に報告するものとする。

稲、大豆	9月末日
大麦、裸麦、小麦	1月末日

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、主要農作物種子の生産及び普及に関し必要な事項は、農林部長が別に定めることとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

昭和二十八年四月一日
条例第十七号

改正 令和六年三月二十九日 条例第八号

執行機関の附属機関に関する条例を、ここに公布する。

執行機関の附属機関に関する条例

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項に規定する県の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例の規定により設置されたものの及び第三項に規定するもののほか、附属機関として置くものは、別表第一のとおりとする。

2 法律又はこれに基づく政令の規定により設置された附属機関（以下「法設置附属機関」という。）のうち別表第二の上欄に掲げる法設置附属機関は、それぞれ同表の下欄に掲げる附属機関とする。

3 別表第三の中欄に掲げる職務を行うため、同表の上欄に掲げる附属機関を置き、同表の下欄に掲げる法設置附属機関は、当該上欄に掲げる附属機関とする。

第三条 附属機関の委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、委員等が、会議に出席し、又はその職務により勤務した日一日について一万六千二百円以内とする。

第四条 委員等が職務のため旅行したときは、特別の事情がある場合を除き、一般職の職員に支給する額に相当する額をその費用として弁償する。

第五条 報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の給料及び旅費支給の例による。ただし、費用弁償の計算方法における起点は、その委員等が居住する市町村の区域とする。

第六条 附属機関の組織、会議その他附属機関について必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

以下、一部省略

別表第一（第二条関係）

一 知事の附属機関

埼玉県畜産協議会

知事の諮問に応じ、有畜農業に関する重要事項を調査審議する。

埼玉県職員健康審査会

知事の諮問に応じ、職員の疾病に関し、審査する。

埼玉県農業水利審議会

知事の諮問に応じ、農業上必要なかんがい排水等について調査審議する。

埼玉県園芸振興審議会

知事の諮問に応じ、園芸振興計画の樹立及び実施に関する重要事項を調査審議する。

埼玉県種苗審議会

知事の諮問に応じ、主要農作物の品種転換、種子更新等について、調査審議する。

埼玉県種苗審議会規則

(原文縦書)

平成 16 年 7 月 30 日埼玉県規則第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年埼玉県条例第 17 号）第 6 条の規定に基づき、埼玉県種苗審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 農業者団体を代表する者
- 三 主要農作物の流通又は加工に係る業者団体を代表する者
- 四 消費者団体を代表する者
- 五 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることはできない。

(関係者の出席)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第 8 条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する 2 人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、農林部生産振興課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に埼玉県種苗審議会規程（昭和33年埼玉県訓令第11号）第3条第2項の規定により委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に、第3条第1項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成16年9月7日までとする。

附 則（平成21年3月31日埼玉県規則第40号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月31日埼玉県規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日埼玉県規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

奨励品種について

農林部 生産振興課

1 奨励品種とは

奨励品種とは、各都道府県がその都道府県に普及すべき優良な品種として決定した品種のこと。（埼玉県主要農作物種子生産基本要綱）

＊主要農作物＝稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆

2 奨励品種の決定

奨励品種の決定に当たっては、都道府県で普及適性について試験を行い、候補を選定したのち、奨励品種審査会（本県においては「埼玉県種苗審議会」）の意見を聞き、知事が決定する。

3 奨励品種の種類

本県では、埼玉県主要農作物種子生産基本要綱に定める奨励品種として、奨励品種、準奨励品種、認定品種の3つを規定している。

奨励品種の種類と採用基準

区分	普及範囲	採用基準
奨励品種	全域	既存の奨励品種に比べ優れており、積極的に奨励しようとするもの
準奨励品種	計画的	優良な特性を持つが、下記の条件のもと計画的な普及をするもの ①品種の特性から特定の地域に限って普及する必要があるもの ②実需等の要望から地域・数量を限定して普及するもの ③実需の評価低下や他の優良品種の採用により、作付を減少させるもの
認定品種	限定的	有望と認められるが、下記の理由により限定的な普及をするもの ①将来の本格普及のため、種子の増殖を行うもの ②地域適応性等の確認のため、暫定的に生産するもの ③特定用途向けで、重要な位置づけを持つもの

埼玉県主要農作物奨励品種等の決定基準

平成30年4月1日

埼玉県農林部
埼玉県種苗審議会

1 奨励品種の考え方について

埼玉県主要農作物種子生産基本要綱第3条に基づき、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）の決定基準について、定めるものとする。

奨励品種の種類は、「奨励品種」、「準奨励品種」及び「認定品種」とし（以下「奨励品種等」という。）、それぞれの採用及び廃止基準は、以下のとおりとする。

2 奨励品種の採用基準

栽培上の重要な特性（収量、病虫害抵抗性、品質等）及び生産物利用上の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種と比較して優れていると認められ、県が積極的に奨励しようとするもの。

3 準奨励品種の採用基準

優良な特性を有している品種であって、次に掲げる条件のもと、県が計画的に普及を図ろうとするもの。

- （1）栽培上の特性（作期、収量、病虫害抵抗性等）を考慮し、特定の地域に限って普及する必要があるもの。
- （2）実需者等の要望に基づいて、地域・数量を限定して普及するもの。
- （3）実需者評価の変化や他の優良な品種の採用等により、作付面積を減少させる必要のあるもの。
- （4）その他、一定の条件を付けて普及しようとするもの。

4 認定品種の採用基準

有望と認められる品種であって、次に掲げる条件のもと、県として普及に移行するために必要な措置をするもの又は極めて限定的に普及をするもの。

- （1）新品種又は新系統であって、奨励品種又は準奨励品種に採用するときに速やかに普及できるよう種子の増殖（原種生産及び一般種子生産）を行うもの。
- （2）適地範囲、地域適応性又は市場性等を確認するため、暫定的に生産するもの。
- （3）需要は極めて限られているが、特定用途向けに重要な位置づけを持つもの。

5 奨励品種等の廃止基準

奨励品種等に採用された後、次のいずれかに該当すると認められたときは、当該奨励品種等を廃止することができる。

- （1）奨励品種等に採用した時点と比べて、当該品種をめぐる状況が変化し、採用基準を満たさなくなった場合。
- （2）普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合。
- （3）当該品種に係る作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しが無い場合。
- （4）新たな奨励品種等によって代替が可能である場合。
- （5）当該品種の種子の供給が困難になった場合。

6 奨励品種等の公表について

- （1）奨励品種及び準奨励品種については、決定後速やかに県報に登載するものとする。
- （2）認定品種については、決定後速やかに関係機関、関係団体等に通知するものとする。

埼玉県主要農作物奨励品種決定調査実施要領

平成 30 年 4 月 1 日

第 1 趣 旨

この要領は、埼玉県主要農作物種子生産基本要綱（以下「要綱」という。）第 5 条に基づき、奨励品種決定調査（県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）を決定するための調査。）に係る必要な事項を定めるものとする。

第 2 奨励品種決定調査の種類及び方法

（1）奨励品種決定調査の種類

ア 基本調査

供試される品種につき、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにする。

イ 現地調査

管内の自然的経済的条件を勘案して区分決定した地域（別記 1）ごとに、栽培試験を行うことにより、供試される品種の適性を明らかにする。

（2）奨励品種決定調査の担当機関

ア 基本調査は、農業技術研究センターが担当するものとする。

イ 現地調査は、別記 1 の地域区分に基づき試験ほを設置し、その地域を管轄する農林振興センター（農業支援部）が担当するものとする。ただし、調査に用いるほ場の管理については、農業者に委託するものとする。

（3）奨励品種決定調査の方法

奨励品種決定調査の方法は、別記 2 のとおり定めるところによる。

第 3 事務取扱

奨励品種決定調査に係る総括事務については、生産振興課が担当するほか、奨励品種決定調査に係る業務分担については、別記 3 に定めるところによる。

第 4 その他

このほか、奨励品種決定調査に係る必要な事項は、埼玉県種苗審議会の審議・決定事項に基づくほか、要綱に基づき実施するものとする。

別記 1

奨励品種決定調査における地域区分について

埼玉県主要農作物奨励品種決定調査実施要領第 2 (1) イに基づき、管内の自然的・経済的条件を勘案して区分した地域ごとに栽培試験を行うことにより、供試される品種・系統の特性を明らかにし、奨励品種決定のための資料を得ることを目的に地域区分を以下のように定め、地域区分ごとに調査箇所を選定する。

1 水稻における地域区分		
地域区分	留意すべき特性	当該地域の主な市町村
早期・早植栽培地域 (4 月下旬～5 月中旬植)	早中生～中晩生、極良食味、良質、 縞葉枯病・紋枯病耐病性	さいたま市・春日部市・越谷市・ 幸手市・吉川市・加須市・杉戸町
早植・普通期栽培地域 (5 月上旬～6 月上旬植)	中生～中晩生、良食味、良質、栽培性、 穂発芽性、縞葉枯病・紋枯病耐病性	行田市・加須市・羽生市・鴻巣市・ 久喜市・白岡市
普通期栽培地域 (西北部平坦) (5 月中旬～6 月上旬植)	中生～中晩生、良食味、良質、栽培性、 穂発芽性、縞葉枯病・紋枯病耐病性	川越市・東松山市・坂戸市・川島町・ 吉見町
普通期栽培地域 (山間・山沿い)	中生～中晩生、良食味、良質、栽培性、 いもち病・縞葉枯病・紋枯病耐病性	秩父市・日高市・毛呂山町・滑川町・ 小川町
普通期栽培地域 (麦あと晩植)	中生～中晩生、良食味、良質、栽培性、 縞葉枯病・紋枯病耐病性	熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・ 上里町・神川町

2 麦類における地域区分		
地域名 選抜目的	留意すべき特性	当該地域の主な市町村
第 1 良質、早生	強稈耐湿性、大麦・小麦縞萎縮病耐病性、 凍霜害抵抗性	熊谷市・深谷市・本庄市・美里町・ 神川町・上里町
第 2 良質、早生、 畑作向	強稈、大麦・小麦縞萎縮病耐病性、 うどんこ病耐病性	寄居町・鴻巣市・川越市・坂戸市・ 東松山市・嵐山町・川島町・吉見町
第 3 良質、早生	強稈耐湿性、大麦・小麦縞萎縮病耐病性	行田市・羽生市・加須市・久喜市

3 大豆における地域区分			
地域名	選抜目的	留意すべき特性	当該地域の主な市町村
山間 山沿	中晩生安定型	大粒、良質、ウイルス病耐性、 晩播適応性	秩父市・鳩山町・小川町
平坦	中生安定型	良質、ウイルス病耐性、晩播適応性、 耐湿性	羽生市・加須市・白岡市・久喜市・ 吉見町

別記2

奨励品種決定調査の方法

1 調査対象品種

奨励品種決定調査（以下「調査」という。）の対象となる品種は、次のすべての要件を満たすものの中から決定するものとする。

- (1) 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。
- (2) 調査に必要な種子が十分供給されること。
- (3) 県が定めた病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。
- (4) 対照品種との比較栽培試験等により、対照品種より改善された点が認められること。

2 調査の期間

- (1) 調査の期間は、原則として3年とする。ただし、3年未満の調査であっても他の都道府県その他の機関の調査結果から調査対象品種の特性が明らかな場合には、この期間を短縮することができる。
- (2) 基本調査は、調査対象品種の特性を明らかにするため、1年目に予備調査、2年目以降に本調査を行う。ただし、当該品種の特性が明らかな場合には、予備調査を省略することができる。
- (3) 現地調査は、少なくとも基本調査の予備調査が終了してから行う。

3 調査に用いる品種

調査には、次の品種を含めなければならない。

- (1) 標準品種：原則として数県にわたる地帯に奨励品種として共通して普及しており、調査対象品種の比較対象の基準となる品種
- (2) 比較品種：特定の形質を比較するための品種

4 耕種概要

調査の栽培試験で用いる耕種概要は、次の基準を参考として定めるものとする。

調査の種類		農作物の種類	区 制		耕種法の種類
			1区面積	区 数	
基本調査	予備調査	稲 麦 類 大 豆	6㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について、県内に最も普及している耕種様式により調査を行う。
	本調査	稲 麦 類 大 豆	6㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	3区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について、県内に普及している耕種様式を原則として複数用いて調査を行う。
現地調査		稲 麦 類 大 豆	20㎡以上	1区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について、当該奨励品種適応地域に最も普及している耕種様式により調査を行う。

5 調査項目

調査項目は、次の基準を参考として定めるものとする。

調査の種類		調査の項目
基本調査	予備調査	1 稲 播種期、移植期、出穂期、成熟期、稈長、穂長、穂数、全重、玄米収量、標準品種との玄米収量の比較比率、玄米千粒重、玄米品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性（県において重要なものとする）、有望度及び有利又は不利とした形質 2 麦類 播種期、出穂期、成熟期、出芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、千粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害害その他の障害に対する抵抗性（県において重要なものとする）、有望度及び有利又は不利とした形質 3 大豆 播種期、開花期、成熟期、出芽の良否、茎長、分枝数、子実収量、百粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性（県において重要なものとする）、有望度及び有利又は不利とした形質
	本調査	1 稲 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 心白又は腹白の多少、搗精歩合及び食味、等 2 麦類 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 容積重及び子実加工品の品質、等 3 大豆 予備調査の項目に同じ。ただし環境変化を受け難い項目は、省略することができる。
現地調査		1 稲 基本調査の予備調査の項目から全重を除いたものに次の項目を追加する。 耕種概要（栽植密度、苗の整否、基肥・追肥量、病虫害・雑草防除）、収穫期、食味値、タンパク質含量※¹、水分等 2 麦類 基本調査の予備調査の項目に次の項目を追加する。 耕種概要（播種様式、播種量、基肥・追肥量、病虫害・雑草防除、踏圧回数等）、出芽期、排水の良否、収穫期、子実加工用サンプル収集等 3 大豆 基本調査の予備調査の項目に次の項目を追加する。 耕種概要（播種様式、播種量、基肥・追肥量、病虫害・雑草防除）、出芽期、排水の良否、収穫期、子実サンプル収集等

※1：農業技術研究センターで実施する。

※2：サンプルは品種特性を確認するため、必要に応じて農業技術研究センターで遺伝子解析を行うことができるものとする。

別記3

1 奨励品種決定調査の業務分担について

生産振興課

- ・優良種子の生産、優良品種の選定に関すること
- ・奨励品種決定調査に係る事務（会議開催、委託契約）に関すること
- ・農業支援課及び農業技術研究センターとの連絡調整に関すること

農業支援課

- ・農林振興センター（農業支援部）との連絡調整に関すること

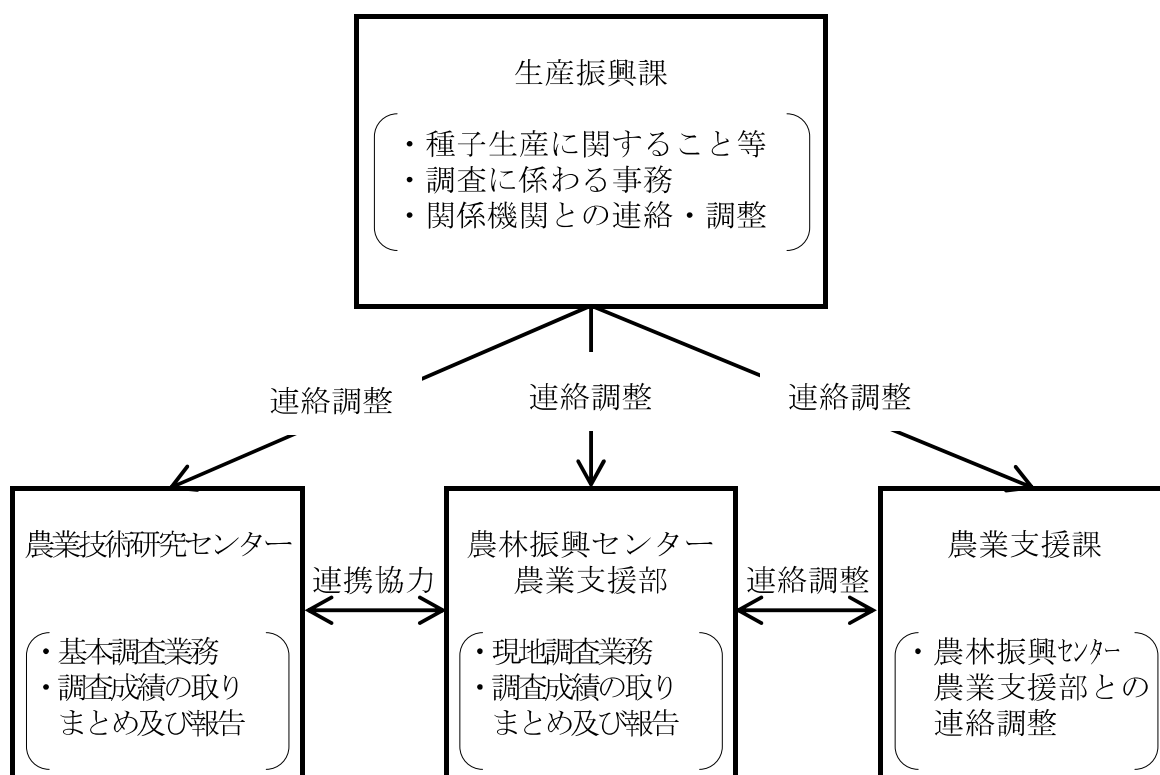
農業技術研究センター

- ・奨励品種決定調査に係る基本調査業務に関すること
- ・奨励品種決定調査の成績取りまとめ及び報告に関すること

農林振興センター農業支援部

- ・奨励品種決定調査に係る現地調査業務に関すること
- ・現地調査ほ場及びほ場管理委託農家の選定に関すること
- ・現地調査の結果取りまとめ及び報告に関すること

2 奨励品種決定調査事業の運営体制について



(参考)

奨励品種決定までの流れ

